

千葉県サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導指針 項目3(4)「共同して利用するための十分な面積を有する場合」について

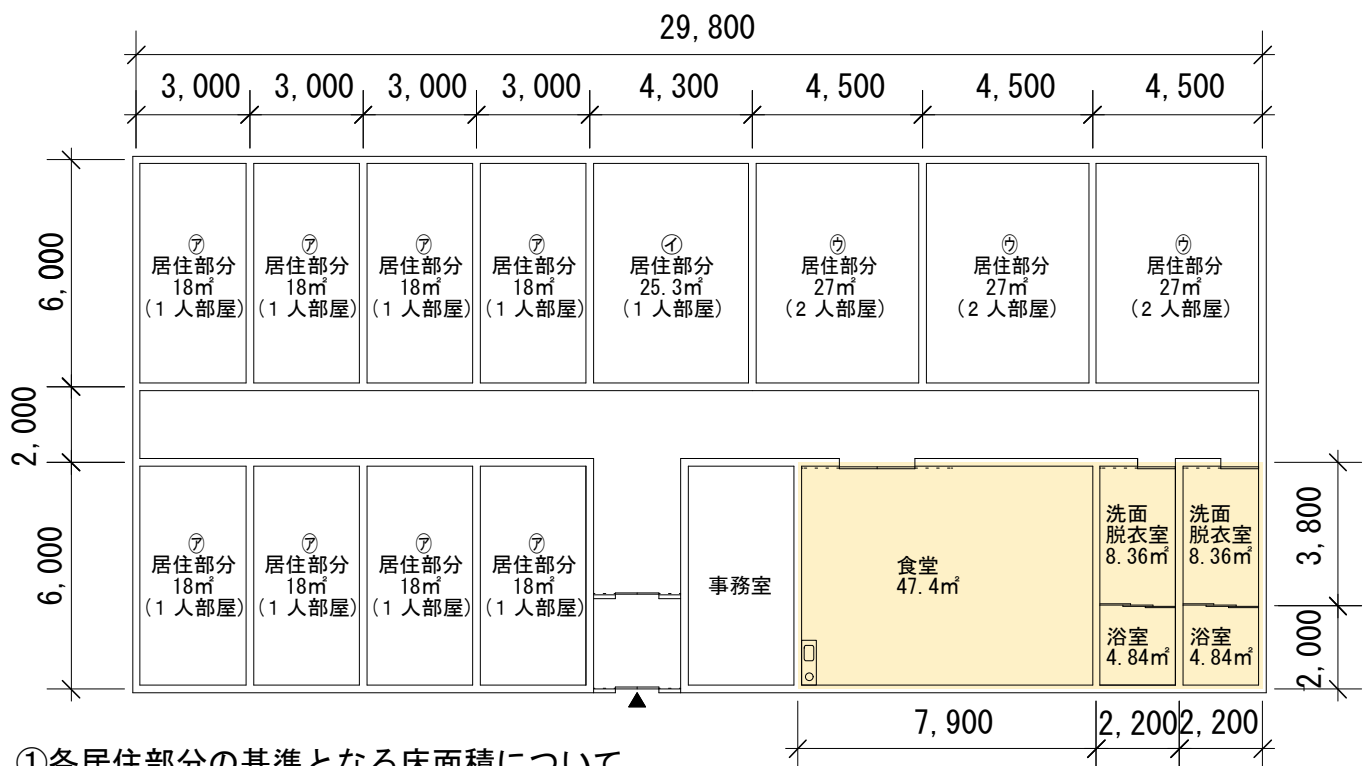
項目3(3) 「①各居住部分の基準となる床面積」は、原則として1人部屋の場合は25㎡以上、2人以上の居住に供する場合は10㎡×居住定員+10㎡以上（以下「基準面積」という。）とする。

ただし、居間、食堂、台所その他の住宅部分が、高齢者が共同して利用するための十分な面積を有する場合には18㎡以上とする。

(4) 共同して利用するための十分な面積を有する場合は、「②共同利用部分の床面積の合計」が、前項に規定する「③基準面積に対する各居住部分の床面積の不足分の合計」を上回ることをいう。

【具体例】 ※面積は壁芯で計算したものを基準として算定する

: 共同利用部分



①各居住部分の基準となる床面積について

- ・ 1人部屋：25㎡
- ・ 2人部屋：30㎡ (10㎡×2人+10㎡=30㎡)

※上記具体例では、基準面積に対して不足している住戸があることから、項目3(4)に規定する「共同して利用するための十分な面積を有する」かの確認を行う。

②共同利用部分の床面積の合計について

- ・ 食堂：47.40㎡ (7.9×6.0 = 47.40㎡)
- ・ 洗面脱衣室：16.72㎡ (2.2×3.8×2 = 16.72㎡)
- ・ 浴室：9.68㎡ (2.2×2.2×2 = 9.68㎡)

◆合計：47.4+16.72+9.68=73.8㎡

③基準面積に対する各居住部分の面積の不足分の合計について

- ・ 1人部屋：⑦56㎡ { (25-18)×8戸 = 56㎡ }
- : ①25㎡以上の面積を有するため、不足分無し。
- ・ 2人部屋：⑧9㎡ { (30-27)×3戸 = 9㎡ }

◆合計：56+9=65㎡

②73.8㎡ > ③65㎡ …… 適合